

食品放射性物質検査機器の市民利用の手引き（申請者用）

市では、消費者庁（国民生活センター）が推進する「消費者サイドでの地方自治体における放射性物質検査体制整備」の支援として食品放射性物質検査機器の貸与を受け、食品のスクリーニング法*による簡易検査を行います。今回、この食品放射性物質検査機器を、市民自身が摂取する食品の放射性物質の測定をする機会を提供するために、市民に無料で開放します。

- 検査費用 無料
- 対象者 市内に住所を有する20歳以上の一般市民
- 対象品目 市民が消費する市内で採れた自家消費用作物及び加工物、小売店等で購入した流通食品、その他
いただきものなど。
 - * 飲料水、牛乳及び乳児用食品は、貸与機器によるスクリーニング法の対象外ですが、一般食品と同様に検査できます。ただし、検査結果は参考値であることをご了承ください。
 - * 食品の安全・安心という消費者庁の機器貸与目的のため、土壌などは対象外です。
- 予約受付
 - ・ 月曜日～金曜日（祝・休日、年末年始除く）
 - ・ 午前8時30分から午後5時（正午～1時を除く）
 - ・ 環境政策課へ電話（042-576-2111代表）
または窓口（本庁舎1階16番）にて。
 - ・ 1人につき1回（次回の予約は、当該予約日の検査終了後）

- 申請書 食品用放射性物質検査機器利用申請書（窓口にて用意）に、必要事項を全て記入の上、利用当日に市長に申請してください。申請の時に、本人であることが確認できる書類（運転免許書、個人番号カード、健康保険証など）を提示してください。

- 利用受付
 - ・利用予約日時の10分前までに試料（原則、1kg又は1ℓの可食部）を申請書を添えて、環境政策課の受付窓口にお越しください。なお、流通品についてはレシート等もお持ちください。
 - ・試料の分量が少ない場合、刻みが荒く容器内に空間が生じる場合、常温状態でない場合には正確な測定ができませんのでお断りすることがあります。改めての予約をお願いする場合がありますのでご了承ください。

- 検査時間 1時間単位
平日午後1時15分から午後4時30分の間で選べます。
※メンテナンス等で予約できない日があります。
なお、測定中は誤測定防止のため退室していただきます。

- 測定条件 ①スクリーニング法
 - ・1ℓマリネリ容器
 - (1)1ℓ用意できる場合
 - 20分測定（検出下限値 約1.7 Bq/kg*）
 - 40分測定（検出下限値 約1.2 Bq/kg*）
 - (2)0.5ℓ用意できる場合
 - 30分測定（検出下限値 約2.3 Bq/kg*）

*：セシウム134とセシウム137の合計値

・信頼水準0.997（3σ）

②スクリーニング法以外

以下の選択ができます。

・信頼水準0.95（2σ）（検出限界値を下げる場合）

➤ 後処置 試料は、検査終了後利用者本人が持ち帰って処理してください。なお、持ち込まれた試料は、食品として衛生上の安全が保障できないため処分をお願いします。

➤ 基準値を超えた場合の対応

測定値が一定水準（国が定める基準の1/2を目安とした数値。「スクリーニングレベル」）を超えた場合、原則、持ち込み者により詳細な検査（確定検査）を判断して、検査を行ってください。ただし、流通品の場合は、東京都と協議し対処します。

➤ 検査結果 簡易測定であるため、試料の検査結果についての公的な証明書等の発行はしません。なお、利用者は測定結果を市に提供してください。

➤ 公表 ・利用者の了承を得たのち、原則、個人情報を除く「産地（市町村）」、「流通品・非流通品の別」、「品目」、「採取日・購入日」、「検査結果」、「結果判明日」の項目を市ホームページ上に公表します。

①流通品については、利用申請に当たって申告された公表項目に誤りがないことを市が確認できた検査結果に限り、公表します。

②非流通品については、国立市内の自家消費作物のみ対象とし、利用申請に当たって申告された公表項目が明確である検査結果に限り、公表します。

- ・スクリーニングレベルを超えた場合は、前述「基準値を超えた場合の対応」の措置を講じた後、その協議結果を踏まえ、結果等を適切に公表します。

なお、本機種は厚生労働省が定める測定方法（スクリーニング法）以外の測定も可能ですが、その場合、結果の信頼性が担保できない（放射性物質を含有していない検体を、含有していると誤測定してしまうことがある）ため、公表はスクリーニング法に基づいて測定したものに限ります。

- その他 測定の結果、スクリーニングレベル以下のセシウムが検出された場合、市による再測定をする場合があります。その際は、市へ検体をご提供いただきたく、ご協力をお願いいたします。

（注）スクリーニング法とは、放射性セシウム濃度が基準値よりも確実に低い検体を判別するための手法です。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html